

日本国内の外国人労働者は約56万人 ～「外国人雇用状況の届出状況（平成21年10月末現在）」より～

厚生労働省が1月29日に発表した「外国人雇用状況の届出状況（平成21年10月末現在）」によると、外国人労働者を雇用している事業所数は95,294か所、外国人労働者数は562,818人となっている。国籍別外国人労働者数は、中国が最も多く249,325人（全体の44.3%）。産業別外国人労働者は、製造業が最も多く全体の38.9%を占める。「外国人雇用状況の届出状況」の概要は以下のとおりとなっている。

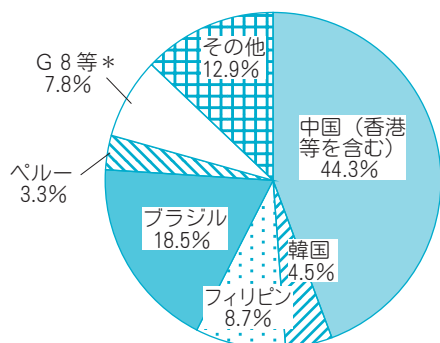
1. 外国人雇用事業所及び外国人労働者の概要

昨年10月末現在、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ）を雇用している事業所数は95,294か所であり、外国人労働者数は562,818人であった。このうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所は16,300か所、当該事業所で就労する外国人労働者は162,525人であり、それぞれ事業所全体の17.1%、外国人労働者全体の28.9%を占めている。

2. 外国人労働者の属性

国籍別外国人労働者数は、中国（香港等を含む。以下同じ）が最も多く249,325人で、外国人労働者全体の44.3%を占める。次いでブラジル、フィリピンの順で、それぞれ104,323人（同18.5%）、48,859人（同8.7%）となっている。

国籍別外国人労働者数の割合



*：G8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

在留資格別では、「身分に基づく在留資格（*1）」が外国人労働者全体の45.0%を占め、次いで、技能実習生等の「特定活動（*2）」が19.9%、「専門的・技術的分野の在留資格（*3）」が17.8%となっている。

国籍別・在留資格別にみると、中国については、

「特定活動」が34.4%、「資格外活動（うち留学・就学）」が25.1%、「身分に基づく在留資格」が18.2%となっている。ブラジル及びペルーでは、「身分に基づく在留資格」がそれぞれ99.4%、98.6%を占めている。なお、「永住者」については、ブラジル国籍者が33.9%、ペルー国籍者が51.8%を占めている。

- * 1：「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当。
- * 2：在留資格「特定活動」は、技能実習生（2年目・3年目のみ）、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。
- * 3：「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当。

3. 外国人雇用事業所の特性

都道府県別にみると、外国人労働者を雇用する事業所は、東京が23.9%を占め、次いで愛知8.7%、神奈川6.5%、大阪6.3%、埼玉4.3%、静岡4.2%となっている。【奈良：384事業所、0.4%、全国39位】

産業別にみると、「製造業」が33.0%を占め、次いで「卸売業、小売業」が14.9%、「宿泊業、飲食サービス業」が12.3%、「サービス業（他に分類されないもの）（*4）」が7.5%となっている。

事業所規模別にみると、「50人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の61.9%を占める。以下、「50～99人」が11.7%、「100～299人」が11.5%となっている。

- * 4：「サービス業（他に分類されないもの）」には、建設設計業、デザイン業、法律事務所、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

4. 外国人労働者の就労実態

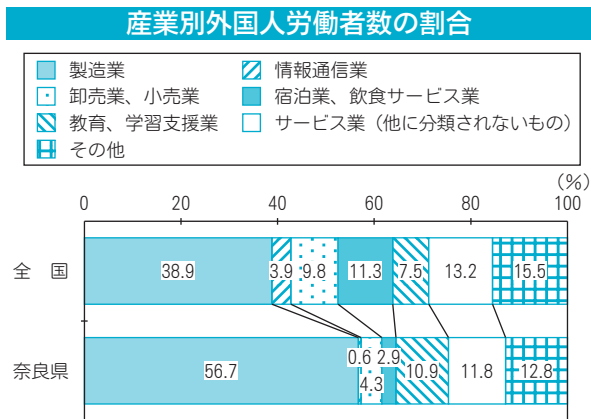
都道府県別にみると、外国人労働者は東京が24.7%を占め、次いで愛知12.0%、静岡6.2%、神奈川5.6%、大阪5.2%となっており、この5都府

県で全体の半数を超える。なお、奈良は0.4% (2,233人、全国35位) となっている。

都道府県別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合は、静岡が60.0%、滋賀が57.1%、栃木が49.0%、山梨が45.5%、群馬が45.0%となっている。【奈良：25.2%】

都道府県別・在留資格別にみると、外国人労働者のうち「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が最も高いのが東京で34.7%【奈良：13.6%】、「特定活動」の割合が高いのは徳島、愛媛、秋田、香川で7割前後となっている【同：31.1%】。「資格外活動（留学・就学）」の割合が高いのは大分、福岡でそれぞれ38.6%、37.9%【同：7.2%】、「身分に基づく在留資格」の割合が高いのは、静岡、滋賀、山梨、栃木、群馬で7割前後となっている【同：44.1%】。

産業別にみると、「製造業」が38.9%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が13.2%、「宿泊業、飲食サービス業」が11.3%、「卸売業、小売業」が9.8%、「教育、学習支援業」が7.5%となっている。



産業別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の傾向をみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の26.8%にあたる58,621人、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」では、同76.6%にあたる56,713人となっている。

「製造業」の中でも、「電気機械器具製造業」と「輸送用機械器具製造業」において労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が高く、それぞれ46.8% (9,294

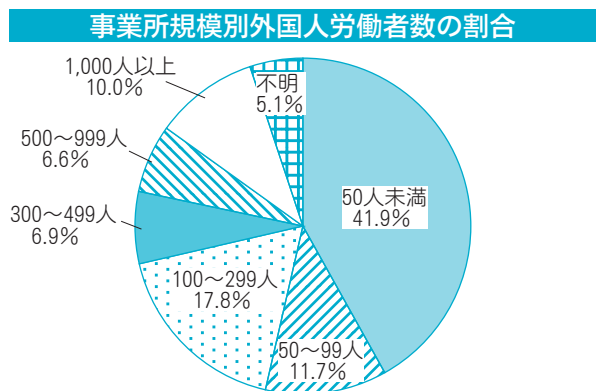
人)、41.8% (19,148人) となっている。

都道府県別・産業別にみると、福井、岩手、秋田、香川、山形、愛媛は「製造業」の割合が高く、7割を超えている【奈良：56.7%】。東京は「宿泊業、飲食サービス業」(26.5%)、「卸売業、小売業」(15.5%) 及び「情報通信業」(12.0%) の割合が高くなっている。

また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「教育、学習支援業」が18.3%、「情報通信業」が17.3%、「製造業」が16.0%となっている。「特定活動」については、「製造業」が76.1%を占めている。「身分に基づく在留資格」については、「製造業」が43.2%、「サービス業（他に分類されないもの）」が22.6%となっている。

更に、国籍別・産業別にみると、ブラジル、ペルー、フィリピン、中国については、「製造業」がそれぞれ54.1%、52.5%、47.4%、38.3%と最も高い割合を占めるが、韓国については、「宿泊業、飲食サービス業」が19.9%と最も高い割合を占めている。G8等については、「教育、学習支援業」が49.4%と最も高い割合を占めている。

事業所規模別にみると、「50人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の41.9%を占める。



日本経済は慢性的な需要不足の状態にあり、完全失業率も高止まりしているが、中長期的な人口減少への対策として、外国人労働者の受入拡大は避けて通れないものと思われる。行政のみならず、企業や地域社会における受入体制の整備・改善が望まれる。